

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 5. 11	R2. 5. 20	(1) 2住営公営土21-3号「通知書」（令和2年4月24日付） (2) 委任状	10	1						1								(7条2号) 氏名及び肩書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
2	R2. 4. 3	R2. 6. 2	第二市街地整備事務所が住民監査請求を受け、決定した公文書					1											開示請求に係る公文書について、実施機関（東京都第二市街地整備事務所）では住民監査請求を受けて事案の決定を行った事実はない。 よって、当該公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局第二市街地整備事務所管理課
3	R2. 6. 2	R2. 6. 2	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書（第15期）のうち各一式 ・工事経歴書 ・直前3年の各事業年度における工事施工金額	7	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
4	R2. 5. 29	R2. 6. 5	東京都市計画河川空堀川計画図 (住所：東京都武蔵村山市中央三丁目〇〇-〇〇付近)	1	1															都市整備局都市基盤部調整課
5	R2. 5. 29	R2. 6. 5	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第69期） 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第53期） 東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第15期）	66	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
6	R2. 5. 22	R2. 6. 5	青梅市河辺町六丁目1番34号における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書及び道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
7	R2. 5. 29	R2. 6. 8	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第51期） ・第50期・第49期財務諸表一式 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第11期） ・第10期・第9期財務諸表一式	78	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
8	R2. 5. 29	R2. 6. 8	東京都知事許可第〇〇号〇〇有限会社の以下の書類 ・第45期・46期・47期・48期の決算変更届出書一式	64	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
9	R2. 6. 3	R2. 6. 8	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・平成29年〇月〇日許可の建設業許可申請書類一式 東京都知事許可第〇〇号〇〇の以下の書類 ・平成28年〇月〇日許可の建設業許可申請書類一式	37	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
10	R2. 6. 4	R2. 6. 8	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第6・7・8・9・10期）	100	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	R2. 4. 10	R2. 6. 9	(1) フレッツアクセスサービス 申込書 (2) フレッツ光ネクスト 契約書 (重要事項説明書類) (3) ぷらら接続サービス 契約書 (4) NTT東日本料金請求書 (利用期間: 令和2年2月1日から同月29日まで利用分) (5) BUSINESSぷらら 請求書 (令和2年2月利用分)			1												(7条3号) 法人の電話番号及びFAX番号は、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	都市整備局総務部総務課
12	R2. 5. 27	R2. 6. 10	2 都市建指第41号「情報提供依頼に係る公文書の情報提供について」(令和2年5月8日付け)	※		1					1	1						(7条2号) 個人の氏名、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条2号又は4号) 情報提供依頼書に記載されたURLは、個人に関する情報で他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。また、行政専用のネットワークを介して当該情報提供依頼書等を閲覧するためのURLであり、公にすることにより、本件一部開示決定により非開示とした情報が明らかになるため (7条1号及び4号) 設計者作成図面は、著作物に関する情報が記録されている部分であって、著作者等の許諾を得られておらず、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。また、同図面は、建物内部の配置、具体的な用途などの建物内部の状況が記載されており、これらを公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
13	R2. 6. 4	R2. 6. 10	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和2年5月15日から令和2年6月3日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
14	R2. 6. 3	R2. 6. 10	建築基準法第43条第2項第2号文書(12-H300007)道に関する協定書及び協定図(小平市〇〇の一部外)(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
15	R2. 6. 4	R2. 6. 12	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和2年5月31日現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
16	R2. 6. 1	R2. 6. 12	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和2年5月31日現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
17	R2. 6. 2	R2. 6. 12	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和2年6月2日現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
18	R2. 6. 4	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇 東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 の以下の書類 ・各直近3年分の損益計算書と貸借対照表	249		1												(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
19	R2. 6. 8	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第44期の決算変更届出書一式	29	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
20	R2. 6. 8	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第43期の決算変更届出書一式 ・2020/6/5更新の建設業許可申請書一式	49	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
21	R2. 6. 8	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第41期の決算変更届出書一式	17	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
22	R2. 6. 8	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第37期の決算変更届出書一式	18	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
23	R2. 6. 8	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第41期の決算変更届出書一式	21	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
24	R2. 6. 8	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・第28期の決算変更届出書一式	16	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
25	R2. 6. 9	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・平成27年7月17日受付の許可申請書一式 ・第23期の決算変更届一式	35	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
26	R2. 6. 9	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式 (第52期) ・第51期・第50期財務諸表一式 東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式 (第49期) ・第48期財務諸表一式	61	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
27	R2. 6. 9	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式 (第32期) ・第31期・第30期財務諸表一式 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式 (第30期) ・第29期・第28期財務諸表一式	127	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
28	R2. 6. 10	R2. 6. 15	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・第42期の決算変更届出書一式	28	1								1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
29	R2. 6. 2	R2. 6. 15	31多建開二開第37号「開発行為の許可について（都市計画法第29条第1項）」に添付された「東京における自然の保護と回復に関する条例」の受付票 (平成31年〇月〇日付 対象の土地：小金井市〇〇、〇〇及び〇〇の一部)	1	1														都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課
30	R2. 6. 15	R2. 6. 17	東京都国立市〇〇外における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書及び協定図（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
31	R2. 5. 29	R2. 6. 18	「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会交通分科会」に係る次の配布資料（委員名簿を含む。） ・平成26年5月21日開催分（第1回） ・同年10月1日開催分（第2回） ・同年11月7日開催分（第3回）	79	1								1					(7条2号) 委員等の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局都市基盤部交通企画課

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
32	R2. 5. 29	R2. 6. 18	「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会交通分科会」に関わる「多言語対応 取組方針」の策定に係る次の資料 ① 外部を含めた検討委員会等における記録が分かるもの ② 策定済み文書の回議書・施行文					1											①に係る公文書は、東京都文書管理規則第2条第17号の資料文書に該当する保存期間が1年未満の公文書であり、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして、保存期間の満了により、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。 ②に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都市基盤部交通企画課
33	R2. 6. 15	R2. 6. 19	都市高速鉄道第8号線分岐線鉄道網図（平成28年3月）（住所：東京都練馬区豊玉北〇〇-〇〇付近）	1	1															都市整備局都市基盤部交通企画課
34	R2. 6. 10	R2. 6. 19	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和2年6月9日現在）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課
35	R2. 6. 5	R2. 6. 19	1 2017年3月14日付「道路位置指定の道路の延長に関する処理方針」（案） 2 相談カード台帳のうち、相談カード番号「〇〇」に関する部分	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課
36	R2. 4. 26	R2. 6. 22	議事録（平成30年7月20日実施分。別紙「出席者一覧」を含む。）	3		1					1	1								都市整備局市街地整備部防災都市づくり課

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
37	R2. 4. 26	R2. 6. 22	次の議事録 ・平成28年11月21日実施分 ・平成29年1月10日実施分 ・同年8月7日実施分	9	1						1	1								（7条2号）氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）本件市街地再開発事業は準備段階にあるものであり、当該事業への協力者の範囲、協力の有無等は未確定である。これらの情報は、広く一般の第三者に公開している情報ではなく、内部管理に属する情報に当たることから、公にすることにより、法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条6号）本件市街地再開発事業は準備段階にあるものであり、その協議内容等に関する情報は、一定の範囲の関係者間において共有されているものである。これらの情報を公にすることにより、地権者を含む当該事業の関係者に混乱が生じるなどした結果、関係者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、事務担当課における事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）都が行う補助第26号線の用地取得の折衝に関する情報であって、公にすることにより、用地取得交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条2号・3号）財産の状況に関する情報は、当該財産の所有者が個人である場合には、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 当該財産の所有者が法人等である場合には、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局第二市街地整備事務所事業課
38	R2. 6. 8	R2. 6. 22	建設業新規許可業者名簿（東京都知事許可 令和2年3月・4月・5月分）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課	
39	R2. 6. 9	R2. 6. 22	建築基準法旧第43条第1項ただし書き文書（10-H280005）道に関する協定書及び協定図（小平市〇〇外）（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
40	R2. 6. 18	R2. 6. 23	東京都市計画河川妙正寺川計画図（住所：東京都新宿区上落合〇〇-〇〇-〇〇付近）	1	1															都市整備局都市基盤部調整課	
41	R2. 6. 15	R2. 6. 24	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・第33期・34期の決算変更届出書一式	32	1						1									（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
42	R2. 6. 15	R2. 6. 24	東京都狛江市〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の一部における建築基準法第43条第2項第2号許可に関する協定図、協定書及び協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	3	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
43	R2. 6. 12	R2. 6. 26	（仮称）〇〇計画新築工事（文京区〇〇（地番））について （2）水の有効利用促進要綱に基づく文書一式（決裁文書文書等を含む。）																	（仮称）〇〇計画新築工事（文京区〇〇（地番））について、水の有効利用促進要綱に基づく東京都との協議及び雑用水利用・雨水浸透計画書を含む文書の提出はなされていないため、実施機関では当該文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部広域調整課
44	R2. 4. 27	R2. 6. 26	砧土地区画整理事業に係る次の公文書 （1）土地区画整理事業認可時における事業計画書及び規約 （2）土地区画整理事業認可申請書 （3）昭和33年8月28日付32都監収第1116号「事業計画変更の認可申請について」 （4）平成18年1月10日付17都市整民第570号「砧土地区画整理共同施行の規約変更認可について」及び平成21年10月23日付「土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更認可申請取下げ書」（別添資料含む。） （5）事業計画書（昭和27年変更認可）及び規約（平成18年変更認可）（上記の公文書の一部）	279	1						1	1								（7条2号）氏名及び住所（地番を含む。）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
45	R2. 6. 12	R2. 6. 26	一級建築士事務所登録 東京都知事登録 第〇〇号 〇〇有限会社一級建築士事務所に係る 1. 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書及び添付書類一式（保管されているもの全ての年度のもの）					1											当該公文書は、当該建築士事務所から東京都宛てに提出されていないため、実施機関では取得及び保管しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建築企画課
46	R2. 6. 29	R2. 6. 30	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和2年6月4日から令和2年6月26日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
47	R2. 6. 25	R2. 6. 30	東京都狛江市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定書（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	3	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。